

学童保育の基準を参酌化させない! みんなの力で逆風をはねのけよう!



県連協ニュースNo.9号

2018年12月17日発行

愛知学童保育連絡協議会

TEL:052-872-1972 FAX:052-308-3324

Email:aichigakudou@gakudou.biz

http://gakudou.me/aichikenrenkyou/

内閣府が11月19日に開催した「地方分権改革有識者会議」で、厚生労働省は、省令に定めた「従うべき基準」＝放課後児童支援員1名以上を含む指導員の複数配置を「参酌すべき基準」とする方針を示しました。参酌基準は国の省令を十分参考にしつつも義務ではなく市町村判断に委ねられます。

今後、国は12月中に閣議決定、来年1月～5月の通常国会中、4月以降に児童福祉法の改定を上程、採択されれば2020年4月から施行すると予測されます。改定法案が通れば市町村で定めている条例を、支援員資格者の配置や常時複数配置の条文を無くしたり緩和したりする市町村が出てくる可能性が高くなります。

市町村が認めれば無資格者が十分な研修も受けず、1人だけで保育することも可能となり、子どもが安全に安心して過ごせる学童保育の生活が脅かされます。国の補助金が今後どうなるのかも不透明です。メニュー化し、緩和した自治体へは国からの補助金金額が下がる場合も考えられます。地域格差はますます広がります。基準の参酌化は学童保育の大きな後退です。

以下の緊急行動を行います。みんなの力で学童保育を守りましょう!

①内閣府、厚労省など関係機関にFAXで私たちの声を届けよう!

12月中に閣議決定がおこなわれる方向です。12月21日頃までに、多くの声を各学童保育所から届けましょう!

個人でもOKですが、保護者会で話し合っ、学童保育所として送りましょう。

②国会上程に向けた参酌化反対の国会請願署名(100万人目標)

閣議決定されたとしても法案として国会に上程させないよう署名運動を行います。全国で100万の署名目標です。第一次締切りは1月末日。署名用紙世帯1枚、説明用紙2枚配付済ですのでまずは5万筆分目指して頑張りましょう。。

12月11日、厚労省との懇談には、全国連協役員はじめ、全国各地からの参加者がいました。名古屋市連協役員で名東区指導員の亀井達也さんから報告をいただきました。



『厚生労働省との懇談を終えて』

厚生労働省との懇談を終えて次のような思いを持ちました。それは、子どもの命、安全を守り、心の安定を図るための運動は急を要するということです。

参酌化は基準そのものを引き下げないための判断で、守らなくてはいけない基準から、参考にする基準になったということ、また自治体が基準を安易に引き下げないように見守っていくのが、厚生労働省の役目になると思われます。

しかし、放課後児童支援員の資格は、これまで通り基準を守る自治体と、参酌する自治体が出れば、地方基準の支援員と国基準の支援員ができる可能性があります。全国一律から後退する危険性が出てきました。これでは、地域によっては、子どもの安全が脅かされる可能性もあります。

また、もし参酌化されたとしても、国や自治体が学童保育の推進に責任を持つ立場にあることに変わりはありません。自治体に対しては、条例を引き下げさせない運動と、厚生労働省に対しては、助成金を引き下げさせない運動が必要だと感じました。自治体が条例を引き下げないことを決めたとしても、そのバックボーンの助成金が下がれば条例の引き下げに傾くことも考えられ、ここは何としても守らないといけないなと思いました。

緩和の理由の一つになっている指導員不足に対し、基準通りの指導員配置を難しくしているのは何なのかを明らかにして、・助成金がまだまだ足りないこと・処遇改善の補助金を取りやすい仕組みにすること・国と自治体の負担割合の見直しをすることなど、課題と考えられることも多く、放課後児童支援員が働き続けられる条件づくりが必要と感じました。

参酌化では指導員不足は解決出来ません。むしろ地域間格差が広がる危険性があり、冒頭のような支援員資格がダブルスタンダードになるようなことが起きないとも限りません。閣議決定され、児童福祉法が改正されるのはもう少し先の見通しです。あきらめることなく、様々な手段を使って参酌化への流れを

参酌化されることなく、現行通りでいければ上述のような心配はないわけです。むしろ、今まで以上の予算措置を求める運動が必要です。必要な予算措置がされることが、配置基準を守ることになり、子どもたちの命と安全を守ることにつながると感じました。

押し戻すことが必要だと感じました。

